

令和8年度 広報高森特集記事制作業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

この要領は、高森町が、広報高森特集記事制作業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、事業者の有する知識や経験を総合的に評価し、最も適格と判断される事業者を選定するために、必要な事項を定める。

1 業務概要

(1) 業務名

令和8年度 広報高森特集記事制作業務

(2) 目的

本業務は、広報高森の特集記事を事業者ならではのアイデアや切り口、デザインで制作し掲載することにより、民間目線での分かりやすさや読み物としての面白さを向上させ「読んだ後に自分も新しいことへ挑戦しようと思える」広報紙づくりを行い、住民が町政への理解を深め、自分が住んでいるまちへの誇りと愛着の醸成を目指す。

(3) 業務内容

別紙1仕様書のとおり

(4) 業務期間

令和8年8月1日から令和9年3月31日まで（令和8年10月号～令和9年4月号、全7回）

(5) 提案上限金額（消費税及び地方消費税を含む）

1,078,000 円（154,000円/1ヶ月（上限）×7ヶ月）

(6) 発注者

高森町長 壬生 照玄

担当部局 高森町役場総務課まちづくり振興係

〒399 - 3193 長野県下伊那郡高森町下市田2183番地1

電話：0265-35-9402（直通） E-mail：kikaku@town.nagano-takamori.lg.jp

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 過去2年間（令和6年5月1日から令和8年5月31日までの期間）に地方自治体又は企業、団体等の出版物において受注者として特定のテーマを設けた2ページ以上の特集記事（以下、特集記事という）を制作した実績が2件以上、若しくは自主出版物を定期的に2年以上継続して発行していて特集記事を制作した実績が2件以上ある事業者であること。
- (2) 飯田下伊那を拠点に活動をしている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 参加申込時において、国又は地方公共団体の契約に係る指名停止等措置期間中の者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは

再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の申立てを受けた者を除く。）でないこと。また会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てをしている者若しくは更正手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更正手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。また破産法に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）でないこと。

- (6) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (7) 高森町暴力団排除条例（平成23年条例第12号）第2条に規定する暴力団、暴力団員ではないこと。
- (8) 参加申込書の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、高森町における入札参加資格停止基準等に基づく指名停止等の入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。

3 スケジュール

公告	令和8年6月8日（月）
質問受付締切	令和8年6月22日（月）正午
質問回答	令和8年6月24日（水）
参加申込書等受付締切	令和8年6月26日（金）午後5時まで
資格審査結果通知	令和8年7月1日（水）（予定）
企画提案書等受付締切	令和8年7月15日（水）午後5時まで
選定結果通知	令和8年7月24日（金）（予定）
見積徴取	令和8年7月31日（金）（予定）
契約締結日	令和8年8月1日（土）

4 質問の受付及び回答

プロポーザル実施にあたり質問がある場合は、次のとおり、質問書（様式1）を電子メールにより提出すること。なお、電子メール送付後は電話0265-35-9402まで到達確認を行うこと。

- (1) 提出先
高森町役場総務課まちづくり振興係　：　kikaku@town.nagano-takamori.lg.jp
件名を「令和8年度　広報高森特集記事制作業務委託プロポーザル実施質問書」とすること。
- (2) 受付期間
令和8年6月8日（月）～6月22日（月）正午までとする。
- (3) 質問に対する回答
令和8年6月24日（水）午後5時までに、高森町公式ホームページに掲載し回答する。
なお、回答に対する再質問は受け付けない。

5 参加申込書等の作成及び提出

応募者は、提出書類に提出符号を記した表紙とインデックスをつけ、A4縦ファイルに綴じたものを2部（正本・副本）提出すること。各様式の記載方法は、様式記載の備考欄を参照すること。

(1) 提出書類

提出書類	様式等	備考
①参加申込書	様式2	
②業務実績表	様式3	2参加資格(1)に該当する業務実績を記載すること。
③会社(事務所)組織の概要に関する事項	任意様式	パンフレット可。
④印鑑証明書		
⑤履歴事項全部証明書		発行日から3か月以内のもの
⑥税の滞納がない証明(法人又は代表者)		国税及び地方税(市区町村)
⑦委任状	様式4	支店、営業所等が申請する場合のみ

(2) 受付期間

令和8年6月8日(月)～6月26日(金)午後5時までとする。

(3) 提出方法

持参又は郵送(配達証明付き書留郵便に限る)とする。なお、郵便の場合は受付期間内必着とする。

(4) 提出先

本要領1(6)に掲げる担当部局

6 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

提出書類	様式等	備考
①審査課題	任意様式	1社につき1案とする。
②作成意図解説	任意様式	
③業務実施体制	任意様式	
④参考見積書	任意様式	

※詳細は別紙2企画提案書作成要領のとおり

(2) 提出期限

令和8年7月15日(水)午後5時まで(必着)

(3) 提出方法

持参又は郵送(配達証明付き書留郵便に限る)とする。なお、郵便の場合は受付期間内必着とする。

(4) 提出先

本要領1(6)に掲げる担当部局

7 審査方法・選定基準

(1) 書面審査

受託候補者の選定にあたっては、選定委員会において提出された提案書等について、下記の事

項に基づき選定委員が採点を行い、最も評価の高い者を契約候補者、次に評価の高い者を次順位者として決定する。なお、参加者（参加申込書又は提案書）が1者のみであっても、選定委員会において内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

（2）選定基準

提出された提案書等について、下記の事項に基づき選定委員が採点を行い、最も評価の高い者を契約候補者、次に評価の高い者を次順位者として決定する。

- ① 審査課題の理解と的確性（15点）
- ② 審査課題の構成力（25点）
- ③ 審査課題の表現力（25点）
- ④ 審査課題の形式・体裁（文字の大きさ、文字量など）（15点）
- ⑤ 業務実績及び業務実施体制（10点）
- ⑥ 参考見積（10点）

※参加申込者が1者のみであった場合でも、提出された企画提案書等により発注者が求める目的に沿ったものであると判断した場合には、その者を契約候補者とするに何ら支障がないものとする。

※評価点満点の50%未満の場合は、契約候補者としがないことがある。次順位者においても同様の取り扱いとする。

※評価点の最も高い者が複数いた場合、①から⑤までの合計点が最も高い者を契約候補者、次に高い者を次順位者として決定する。

8 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- （1）提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
- （2）参加資格要件を満たしていない場合
- （3）提出書類に虚偽の記載があった場合
- （4）選考の公平性を害する行為があった場合
- （5）告示の日から契約締結日までに参加資格条件を欠く事態が生じた場合
- （6）その他要領に違反するなど選定委員会が不適格と認めた場合

9 契約条件

- （1）町は、最優秀提案者を受託候補者とし、契約締結の交渉を行う。なお、契約交渉が不調となった場合又は参加資格要件等を満たさないと認められた場合は、次点者と契約交渉を行うこととする。
- （2）本業務委託の仕様については、別途仕様書に定めるほか、町と受託候補者の協議の上定めるものとする。
- （3）本業務の実施にあたっては、町と十分協議して進めること。
- （4）町は契約に当たり、採用した企画提案内容等について変更を求めることができるものとする
- （5）委託料の支払いについては、発注者は、毎月の業務完了後に行う検査合格の後、受注者が提出する適正な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

10 その他

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 審査方法、審査内容及び審査結果等に対する異議は認めない。
- (4) 本プロポーザルは、制作者を決定することを目的に実施するものであり、提案書の内容がそのまま企画内容に採用されるものではない。
- (5) この要領に定めるもののほか、必要な事項については、高森町が別に定める。